

化学物質管理の無料相談窓口のご案内

EA21 地域事務局大阪技術振興協会

労働衛生法が改正され（平成 28 年 6 月 1 日施行）、一定の危険有害性のある化学物質（673 物質）を取り扱うすべての事業者に、化学物質のリスクアセスメントの実施が義務化されました。

化学物質の環境負荷低減は、エコアクション 2.1 においても重要な取組み事項となっており、エコアクション 2.1 地域事務局大阪技術振興協会では、「化学物質管理の無料相談窓口」を開設し、以下のようなご質問やご相談に応じています。お気軽にご相談下さい。

- ラベル・SDS の見方・読み方がわからないのですが。
- 化学物質のリスクアセスメントのやり方がよくわからないのですが。
- コントロールバンディング、Create-Simple の使い方を教えて下さい。
- ラベル・SDS の情報の活用方法を教えて下さい。

＜相談窓口＞

EA21 地域事務局大阪技術振興協会 南方英則

(EA21 審査員 労働安全衛生コンサルタント)

電話 072-264-2601 携帯 090-9167-0321

E-mail hideminakata@ares.eonet.ne.jp

化学物質を取扱う事業場の皆さんへ！

～労働災害を防止するため、リスクアセスメントを実施しましょう！～

【リスクアセスメントとは】

化学物質の危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

【対象となる事業場は】

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

【リスクアセスメントの実施義務の対象物質】

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか確認しましょう。

対象は安全データシート(SDS)の交付義務の対象である 673 物質です。